

随意契約理由書

件名	東神戸地区（本庄西）防潮施設補強工事
契約の相手方	スミタ
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項8号
<p>随意契約の理由</p> <p>本工事は、南海トラフ巨大地震に伴う津波対策として、東灘区青木1丁目の既設防潮施設の補強及び改良を行うものである。港湾局では、既成市街地の人家部及び都心部を対象とした津波対策事業を行っており、令和2年度中の対策完了を目指して工事を進めている。</p> <p>当該路線の防潮施設は津波に対する必要天端高に対し不足していることに加え、施設本体の老朽化も進んでいることから、早急に対策工事を実施する必要がある。また、浸水想定エリア内に位置する近隣の民間企業等からも、南海トラフ巨大地震による津波被害への懸念、また、一昨年度の台風21号による被害の懸念も相まって、可能な限り早期に対策を完了させるよう、強い要望を受けているところである。</p> <p>このため、令和2年度に本工事を制限付一般競争入札に付したが、応札者なしにより、令和2年12月2日に入札中止となった。</p> <p>その後、本工事の契約に向け、当局が発注した護岸復旧等の工事实績のある企業等に対し随意契約の協議を行ったところ、唯一上記業者が設計条件に合意した。</p> <p>再入札手続きを行う場合は相応の時間を要することから、今年度内の対策完了が見込めない。また、工事内容を切り分ける場合、経費面から応札業者が現れないことが予想される。</p> <p>以上の理由から、本件は「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当し、かつ可能な限り速やかに工事着手する必要があることから、上記請負人と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 （問合せ先）	神戸市港湾局海岸防災課（電話番号 078-595-6329）